

X i サ - ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第14章 (略)</p> <p>料金表 通則 (略) 第1表 料金 第1～第2 (略) 第3 通信料 1 適用</p>	<p>第1章～第14章 (略)</p> <p>料金表 通則 (略) 第1表 料金 第1～第2 (略) 第3 通信料 1 適用</p>
基本使用料の適用	基本使用料の適用
(略)	(略)
<p>(8)の3 データ定額パックに係るデータ定額共有</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、1の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただけます。この場合において、当社は、共有対象回線に係る契約者が、合わせてデータMパックを選択したものとみなして取扱います。ただし、その契約者から、他のシングルバック等を選択する申出があった場合は、この限りではありません。</p> <p>カ オの規定にかかわらず、シングルバックに係る共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、1の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただけます。この場合において、当社は、共有代表回線に係る契約者が、共有代表回線と同一のシングルバックを選択したものとみなして取扱います。</p> <p>キ オ又はカの規定により選択したシングルバック等に係る定額通信料については、共有代表回線との間のデータ定額共有を選択している期間において、その支払いを要しません。</p> <p>ク (略)</p> <p>ケ データ定額共有の開始は、オ又はカに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当するときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月から適用します。</p> <p>(ア) X i 契約者が、データ定額パックの選択と同時にデータ定額共有を選択した場合であって、オ又はカの規定によりその共有代表回線を指定して当社に申し出た全てのX i、X i コピキタス、F O M A 及びF O M A コピキタスにおいてデータ定額パックが選択されていないとき。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>コ～ク (略)</p> <p>シ シに規定する定額通信料については日割しません。</p> <p>ただし、X i を利用することができない期間があった場合の取扱いについては、X i の基本使用料の取扱いに準ずるものとします。</p> <p>ス シの規定にかかわらず、料金月の初日以外にX i 契約の締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）と同時にデータ定額パックの選択があったときは、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、その定額通信料を、その選択があった日から当該料金月の末日までの日数に応じて日割します。</p> <p>ただし、当該料金月の末日までにそのデータ定額パックの廃止若しくは区分の変更又は共有代表回線の変更があったときはこの限りではありません。</p>	<p>(8)の3 データ定額パックに係るデータ定額共有</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、1の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただけます。この場合において、当社は、共有対象回線に係る契約者が、合わせてデータMパックを選択したものとみなして取扱います。ただし、その契約者から、他のシングルバック等を選択する申出があった場合は、この限りではありません。</p> <p>カ オの規定により選択したシングルバック等に係る定額通信料については、共有代表回線との間のデータ定額共有を選択している期間において、その支払いを要しません。</p> <p>キ (略)</p> <p>ク データ定額共有の開始は、オに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当するときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月から適用します。</p> <p>(ア) X i 契約者が、データ定額パックの選択と同時にデータ定額共有を選択した場合であって、オの規定によりその共有代表回線を指定して当社に申し出た全てのX i、X i コピキタス、F O M A 及びF O M A コピキタスにおいてデータ定額パックが選択されていないとき。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>ケ～コ (略)</p> <p>サ コに規定する定額通信料については日割しません。</p> <p>ただし、X i を利用することができない期間があった場合の取扱いについては、X i の基本使用料の取扱いに準ずるものとします。</p> <p>シ シの規定にかかわらず、料金月の初日以外にX i 契約の締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）と同時にデータ定額パックの選択があったときは、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、その定額通信料を、その選択があった日から当該料金月の末日までの日数に応じて日割します。</p> <p>ただし、当該料金月の末日までにそのデータ定額パックの廃止若しくは区分の変更又は共有代表回線の変更があったときはこの限りではありません。</p>

	<p>セ～テ (略)</p> <p>ツ 当社は、共有回線群に属するX i に係る契約者からデータ定額共有を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、データ定額共有を廃止します。この場合において、その廃止のあったX i が共有代表回線であるときは、共有回線群の中から新たに共有代表回線を指定していただきます。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) <u>タ</u>の(ウ)、<u>ニ</u>の(ウ)又は<u>ヌ</u>の(イ)に規定する条件を満たさなくなったとき。</p> <p>(エ) (略)</p> <p>テ ツの規定によるほか、当社は、共有代表回線の契約者から申出があったときは、共有回線群に属する共有対象回線とのデータ定額共有を廃止します。この場合において、共有代表回線に係る契約者は、そのデータ定額共有の廃止に係る紛議が生じたときは、当事者間において問題を解決していただきます。</p> <p>ト ツの規定により廃止のあったX i 又はX i コピキタスが共有対象回線であるときは、その廃止があった日を含む料金月までデータ定額共有の対象とし、その廃止があった日を含む料金月の翌料金月から(8)の2のウ又はオの規定により選択したシングルバック等を適用します。</p> <p>ただし、その廃止があった日からその廃止があった日を含む料金月の末日までの間にデータ定額バックに係る区分の変更又はデータ定額バックの廃止があったときは、この限りではありません。</p> <p>ナ アからトの規定によるほか、シングルバックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>ハ アからトの規定によるほか、ファミリーシェアバックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>ニ アからテの規定によるほか、ビジネスシェアバックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>ネ～ノ (略)</p>				
(略)	(略)				
(8)の5 特定X i 等におけるデータ定額バックに係る定額通信料の月極割引(光複数割)の適用	<p>ア 当社は、1の共有回線群((8)の3に規定するものをいいます。)に係る特定X i 等(I P通信網サービス契約約款に定めるものをいい、特定X i 等に係るI P通信網契約の契約者回線の基本料の料金種別がドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東又はドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西の場合を除きます。以下この欄において同じとします。)の数が2以上あるときは、2を超える特定X i 等の数1ごとに、次表に定める割引額をその特定X i 等に係る共有回線群のデータ定額バック((8)の2に規定するものをいい、らくらくバック及びシングルバックを除きます。以下この欄において同じとします。)の定額通信料に適用します。</p> <p>ただし、その定額通信料が、(8)の4のアに定める定額通信料の月極割引の適用額、(9)のアに定める定額通信料の割引額及びアに定める定額通信料の割引額の合計額に満たないときは、その額を控除した額を適用します。</p> <p style="text-align: right;">特定X i 等の1契約ごとに</p> <table border="1" data-bbox="324 1204 1086 1276"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>割引額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定額通信料</td> <td>300円(税抜)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ アの場合において、当社は同一料金月内に、特定X i 等がアに規定する割引条件を満たさなくなったときは、割引条件を満たしている日数に応じて割引額を日割して適用するものとします。ただし、同一料金月内に特定X i 等に係るI P通信網契約の解除があったときは、この限りではありません。</p> <p>ウ 当社は、特定X i 等に係るI P通信網契約の契約者回線がI P通信網サービス契約約款に定める光単独タイプビジネス割の基本使用料の減額適用を受けているときは、その特定X i 等について、アに定める2を超える特定X i 等の数に含めないものとします。</p>	区分	割引額(月額)	定額通信料	300円(税抜)
区分	割引額(月額)				
定額通信料	300円(税抜)				

	<p>ス～タ (略)</p> <p>チ 当社は、共有回線群に属するX i に係る契約者からデータ定額共有を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、データ定額共有を廃止します。この場合において、その廃止のあったX i が共有代表回線であるときは、共有回線群の中から新たに共有代表回線を指定していただきます。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) トの(ウ)、ナの(ウ)又はこの(イ)に規定する条件を満たさなくなったとき。</p> <p>(エ) (略)</p> <p>ツ チの規定によるほか、当社は、共有代表回線の契約者から申出があったときは、共有回線群に属する共有対象回線とのデータ定額共有を廃止します。この場合において、共有代表回線に係る契約者は、そのデータ定額共有の廃止に係る紛議が生じたときは、当事者間において問題を解決していただきます。</p> <p>テ チの規定により廃止のあったX i 又はX i コピキタスが共有対象回線であるときは、その廃止があった日を含む料金月までデータ定額共有の対象とし、その廃止があった日を含む料金月の翌料金月から(8)の2のウ又はオの規定により選択したシングルバック等を適用します。</p> <p>ただし、その廃止があった日からその廃止があった日を含む料金月の末日までの間にデータ定額バックに係る区分の変更又はデータ定額バックの廃止があったときは、この限りではありません。</p> <p>ト アからテの規定によるほか、シングルバックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>ナ アからテの規定によるほか、ファミリーシェアバックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>ニ アからテの規定によるほか、ビジネスシェアバックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>ヌ～ネ (略)</p>
(略)	(略)

(略)	(略)
-----	-----

第2～第5 (略)

第2表 (略)

第3表

1 (略)

2 料金額

2-1～2-3 (略)

2-4 ショートメッセージ通信モードに係るもの

送信1回ごとに

区 分		料 金 額
(略)	(略)	(略)
グループ2	OnAir Switzerland Sàrl, AeroMobile AS,及びTelenor Maritime AS, AT&T Mobil ity LLC, Landssími Íslands hf., Vodafone Malta Limitedの船舶に係るもの	170円

第4表～第6表 (略)

別表1～別表7 (略)

別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
		通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
リカ地方 南・北 アメ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
地方 アジア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

--	--

第2～第5 (略)

第2表 (略)

第3表

1 (略)

2 料金額

2-1～2-3 (略)

2-4 ショートメッセージ通信モードに係るもの

送信1回ごとに

区 分		料 金 額
(略)	(略)	(略)
グループ2	OnAir Switzerland Sàrl, AeroMobile AS,及びMaritime Communications Partner as, AT&T Mobil ity LLC, Landssími Íslands hf., Vodafone Malta Limitedの船舶に係るもの	170円

第4表～第6表 (略)

別表1～別表7 (略)

別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
		通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
リカ地方 南・北 アメ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
地方 アジア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	インド	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	マレーシア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		<u>Maxis Broadband Sdn. Bhd.</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		パラオ共和国	Palau National Communications Corporation	12	-	<u>△A</u>	○
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

	インド	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		<u>Vodafone West Limited</u>	5	二	<u>A</u> ◆● III	○	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	マレーシア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		<u>Maxis Mobile Services Sdn Bhd</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		パラオ共和国	Palau National Communications Corporation	12	-	-	○
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

	アイルランド	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	Meteor Mobile Communications	6	-	A ● II	○	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	モナコ公国	Monaco Telecom	△ 5	二	△ A △ ● △ II	△
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 28 年 6 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

	アイルランド	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	Meteor Mobile Communications	△ 6	-	△ A △ ● △ II	△	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	サンマリノ共和国	6	二	A ● II	○	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 28 年 5 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 船舶／航空機等における国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

区分	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分（通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。）に係るグループ			
		通話モード	64kb/sデジタル通信モード	パケット通信モード	ショートメッセージ通信モード
船舶／航空機等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	Telenor Maritime AS	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考

- 1 上記の国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者は、予告なく変更されることがあります。変更があったときは、インターネット等を利用してそのことを掲示します。
- 2 この表の規定中、利用できる通信の種類については、「通話」は通話モード、「デジタル」は64kb/sデジタル通信モード、「パケット」はパケット通信モード、「SMS」はショートメッセージ通信モードとします。

2 船舶／航空機等における国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

区分	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分（通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。）に係るグループ			
		通話モード	64kb/sデジタル通信モード	パケット通信モード	ショートメッセージ通信モード
船舶／航空機等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	Maritime Communications Partner as	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考

- 1 上記の国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者は、予告なく変更されることがあります。変更があったときは、インターネット等を利用してそのことを掲示します。
- 2 この表の規定中、利用できる通信の種類については、「通話」は通話モード、「デジタル」は64kb/sデジタル通信モード、「パケット」はパケット通信モード、「SMS」はショートメッセージ通信モードとします。

別表9 通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域

1 通話モードに係るもの

区分	取扱地域
南・北アメリカ地方	(略)
アジア地方	(略)
オセアニア地方	(略)
ヨーロッパ地方	アイスランド共和国(7) ただし、Landssími Íslands hf.の船舶に係る利用は6)、アイルランド(7)、アゼルバイジャン共和国(7)、アゾレス諸島(7)、アルバニア共和国(7)、アルメニア共和国(7)、アンドラ公国(7)、イタリア共和国(7)、ウクライナ(2)、ウズベキスタン共和国(2)、英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)(7)、英領ジブラルタル(7)、エストニア共和国(7)、オーストリア共和国(7)、オランダ王国(7)、カザフスタン共和国(7)、カナリア諸島(7)、ガーンジー(7)、キプロス共和国(7)、ギリシャ共和国(7)、キルギス共和国(2)、グリーンランド(7)、クロアチア共和国(7)、コソボ共和国(7)、サンマリノ共和国(7)、ジャージー(7)、ジョージア(7)、スイス連邦(7) ただし、OnAirSwitzerland Sarlの利用は6)、スウェーデン王国(7)、スペイン(7)、スペイン領北アフリカ(7)、スロバキア共和国(7)、スロベニア共和国(7)、セルビア共和国(7)、タジキスタン共和国(2)、チェコ共和国(7)、デンマーク王国(7)、ドイツ連邦共和国(7)、トルクメニスタン(5)、トルコ共和国(7)、ノルウェー王国(7) ただし AeroMobile AS、及び Telenor Maritime ASの利用は6)、パチカン市国(7)、ハンガリー(7)、フィンランド共和国(7)、フェロー諸島(7)、フランス共和国(7)、ブルガリア共和国(7)、ベラルーシ共和国(7)、ベルギー王国(7)、ボスニア・ヘルツェゴビナ(7)、ポーランド共和国(7)、ポルトガル共和国(7)、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国(2)、マデイラ諸島(7)、マルタ共和国(7) ただし、Vodafone Malta Limitedの船舶に係る利用は6)、マン島(7)、モナコ公国(7)、モルドバ共和国(7)、モンテネグロ(7)、ラトビア共和国(7)、リトアニア共和国(7)、リヒテンシュタイン公国(7)、ルクセンブルク大公国(7)、ルーマニア(7)、ロシア(7)
アフリカ地方	(略)

2 (略)

別表9 通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域

1 通話モードに係るもの

区分	取扱地域
南・北アメリカ地方	(略)
アジア地方	(略)
オセアニア地方	(略)
ヨーロッパ地方	アイスランド共和国(7) ただし、Landssími Íslands hf.の船舶に係る利用は6)、アイルランド(7)、アゼルバイジャン共和国(7)、アゾレス諸島(7)、アルバニア共和国(7)、アルメニア共和国(7)、アンドラ公国(7)、イタリア共和国(7)、ウクライナ(2)、ウズベキスタン共和国(2)、英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)(7)、英領ジブラルタル(7)、エストニア共和国(7)、オーストリア共和国(7)、オランダ王国(7)、カザフスタン共和国(7)、カナリア諸島(7)、ガーンジー(7)、キプロス共和国(7)、ギリシャ共和国(7)、キルギス共和国(2)、グリーンランド(7)、クロアチア共和国(7)、コソボ共和国(7)、サンマリノ共和国(7)、ジャージー(7)、ジョージア(7)、スイス連邦(7) ただし、OnAirSwitzerland Sarlの利用は6)、スウェーデン王国(7)、スペイン(7)、スペイン領北アフリカ(7)、スロバキア共和国(7)、スロベニア共和国(7)、セルビア共和国(7)、タジキスタン共和国(2)、チェコ共和国(7)、デンマーク王国(7)、ドイツ連邦共和国(7)、トルクメニスタン(5)、トルコ共和国(7)、ノルウェー王国(7) ただし AeroMobile AS、及び Maritime Communications Partner asの利用は6)、パチカン市国(7)、ハンガリー(7)、フィンランド共和国(7)、フェロー諸島(7)、フランス共和国(7)、ブルガリア共和国(7)、ベラルーシ共和国(7)、ベルギー王国(7)、ボスニア・ヘルツェゴビナ(7)、ポーランド共和国(7)、ポルトガル共和国(7)、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国(2)、マデイラ諸島(7)、マルタ共和国(7) ただし、Vodafone Malta Limitedの船舶に係る利用は6)、マン島(7)、モナコ公国(7)、モルドバ共和国(7)、モンテネグロ(7)、ラトビア共和国(7)、リトアニア共和国(7)、リヒテンシュタイン公国(7)、ルクセンブルク大公国(7)、ルーマニア(7)、ロシア(7)
アフリカ地方	(略)

2 (略)

附 則（平成 28 年 4 月 27 日経企第 115 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 28 年 5 月 1 日から実施します。ただし、この改正規定中、データ定額パックに係るデータ定額共有に係る部分については、平成 28 年 4 月 7 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]												
<p>第1章～第14章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則 (略)</p> <p>第1表 料金</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 通信料</p> <p>1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">基本使用料の適用</th> </tr> <tr> <th style="width: 50%;">(略)</th> <th style="width: 50%;">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>(7)の4 データ通信モードの定額通信料に係るデータ定額共有</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、1の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただけます。この場合において、当社は、共有対象回線に係る契約者が、合わせてデータMパックを選択したものとみなして取扱います。ただし、その契約者から、他のシングルパック等を選択する申出があった場合は、この限りではありません。</p> <p>カ オの規定にかかわらず、シングルパックに係る共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、<u>1の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただけます。この場合において、当社は、共有代表回線に係る契約者が、共有代表回線と同一のシングルパックを選択したものとみなして取扱います。</u></p> <p>キ オ又はカの規定により選択したシングルパック等に係る定額通信料については、共有代表回線との間のデータ定額共有を選択している期間において、その支払いを要しません。</p> <p>ク (略)</p> <p>ケ データ定額共有の開始は、<u>オ又はカ</u>に規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当するときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月から適用します。</p> <p>(ア) 第2種契約者が、データ定額パックの選択と同時にデータ定額共有を選択した場合であって、この規定によりその共有代表回線を指定して当社に申し出た全てのX i、X i コピキタス、F O M A及びF O M A コピキタスにおいてデータ定額パックが選択されていないとき。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>コ～サ (略)</p> <p>シ サに規定する定額通信料については日割しません。</p> <p>ただし、F O M Aを利用することができない期間があった場合の取扱いについては、F O M Aの基本使用料の取扱いに準ずるものとします。</p> <p>ス シの規定にかかわらず、料金月の初日以外にF O M A契約の締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）と同時にデータ定額パックの選択があつ</p> </td> </tr> </tbody> </table>	基本使用料の適用		(略)	(略)	<p>(7)の4 データ通信モードの定額通信料に係るデータ定額共有</p>	<p>ア～エ (略)</p> <p>オ 共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、1の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただけます。この場合において、当社は、共有対象回線に係る契約者が、合わせてデータMパックを選択したものとみなして取扱います。ただし、その契約者から、他のシングルパック等を選択する申出があった場合は、この限りではありません。</p> <p>カ オの規定にかかわらず、シングルパックに係る共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、<u>1の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただけます。この場合において、当社は、共有代表回線に係る契約者が、共有代表回線と同一のシングルパックを選択したものとみなして取扱います。</u></p> <p>キ オ又はカの規定により選択したシングルパック等に係る定額通信料については、共有代表回線との間のデータ定額共有を選択している期間において、その支払いを要しません。</p> <p>ク (略)</p> <p>ケ データ定額共有の開始は、<u>オ又はカ</u>に規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当するときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月から適用します。</p> <p>(ア) 第2種契約者が、データ定額パックの選択と同時にデータ定額共有を選択した場合であって、この規定によりその共有代表回線を指定して当社に申し出た全てのX i、X i コピキタス、F O M A及びF O M A コピキタスにおいてデータ定額パックが選択されていないとき。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>コ～サ (略)</p> <p>シ サに規定する定額通信料については日割しません。</p> <p>ただし、F O M Aを利用することができない期間があった場合の取扱いについては、F O M Aの基本使用料の取扱いに準ずるものとします。</p> <p>ス シの規定にかかわらず、料金月の初日以外にF O M A契約の締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）と同時にデータ定額パックの選択があつ</p>	<p>第1章～第14章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則 (略)</p> <p>第1表 料金</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 通信料</p> <p>1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">基本使用料の適用</th> </tr> <tr> <th style="width: 50%;">(略)</th> <th style="width: 50%;">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>(7)の4 データ通信モードの定額通信料に係るデータ定額共有</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、1の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただけます。この場合において、当社は、共有対象回線に係る契約者が、合わせてデータMパックを選択したものとみなして取扱います。ただし、その契約者から、他のシングルパック等を選択する申出があった場合は、この限りではありません。</p> <p>カ オの規定により選択したシングルパック等に係る定額通信料については、共有代表回線との間のデータ定額共有を選択している期間において、その支払いを要しません。</p> <p>キ (略)</p> <p>ク データ定額共有の開始は、<u>オ</u>に規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当するときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月から適用します。</p> <p>(ア) 第2種契約者が、データ定額パックの選択と同時にデータ定額共有を選択した場合であって、この規定によりその共有代表回線を指定して当社に申し出た全てのX i、X i コピキタス、F O M A及びF O M A コピキタスにおいてデータ定額パックが選択されていないとき。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>ケ～コ (略)</p> <p>サ コに規定する定額通信料については日割しません。</p> <p>ただし、F O M Aを利用することができない期間があった場合の取扱いについては、F O M Aの基本使用料の取扱いに準ずるものとします。</p> <p>シ サの規定にかかわらず、料金月の初日以外にF O M A契約の締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）と同時にデータ定額パックの選択があつ</p> </td> </tr> </tbody> </table>	基本使用料の適用		(略)	(略)	<p>(7)の4 データ通信モードの定額通信料に係るデータ定額共有</p>	<p>ア～エ (略)</p> <p>オ 共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、1の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただけます。この場合において、当社は、共有対象回線に係る契約者が、合わせてデータMパックを選択したものとみなして取扱います。ただし、その契約者から、他のシングルパック等を選択する申出があった場合は、この限りではありません。</p> <p>カ オの規定により選択したシングルパック等に係る定額通信料については、共有代表回線との間のデータ定額共有を選択している期間において、その支払いを要しません。</p> <p>キ (略)</p> <p>ク データ定額共有の開始は、<u>オ</u>に規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当するときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月から適用します。</p> <p>(ア) 第2種契約者が、データ定額パックの選択と同時にデータ定額共有を選択した場合であって、この規定によりその共有代表回線を指定して当社に申し出た全てのX i、X i コピキタス、F O M A及びF O M A コピキタスにおいてデータ定額パックが選択されていないとき。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>ケ～コ (略)</p> <p>サ コに規定する定額通信料については日割しません。</p> <p>ただし、F O M Aを利用することができない期間があった場合の取扱いについては、F O M Aの基本使用料の取扱いに準ずるものとします。</p> <p>シ サの規定にかかわらず、料金月の初日以外にF O M A契約の締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）と同時にデータ定額パックの選択があつ</p>
基本使用料の適用													
(略)	(略)												
<p>(7)の4 データ通信モードの定額通信料に係るデータ定額共有</p>	<p>ア～エ (略)</p> <p>オ 共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、1の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただけます。この場合において、当社は、共有対象回線に係る契約者が、合わせてデータMパックを選択したものとみなして取扱います。ただし、その契約者から、他のシングルパック等を選択する申出があった場合は、この限りではありません。</p> <p>カ オの規定にかかわらず、シングルパックに係る共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、<u>1の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただけます。この場合において、当社は、共有代表回線に係る契約者が、共有代表回線と同一のシングルパックを選択したものとみなして取扱います。</u></p> <p>キ オ又はカの規定により選択したシングルパック等に係る定額通信料については、共有代表回線との間のデータ定額共有を選択している期間において、その支払いを要しません。</p> <p>ク (略)</p> <p>ケ データ定額共有の開始は、<u>オ又はカ</u>に規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当するときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月から適用します。</p> <p>(ア) 第2種契約者が、データ定額パックの選択と同時にデータ定額共有を選択した場合であって、この規定によりその共有代表回線を指定して当社に申し出た全てのX i、X i コピキタス、F O M A及びF O M A コピキタスにおいてデータ定額パックが選択されていないとき。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>コ～サ (略)</p> <p>シ サに規定する定額通信料については日割しません。</p> <p>ただし、F O M Aを利用することができない期間があった場合の取扱いについては、F O M Aの基本使用料の取扱いに準ずるものとします。</p> <p>ス シの規定にかかわらず、料金月の初日以外にF O M A契約の締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）と同時にデータ定額パックの選択があつ</p>												
基本使用料の適用													
(略)	(略)												
<p>(7)の4 データ通信モードの定額通信料に係るデータ定額共有</p>	<p>ア～エ (略)</p> <p>オ 共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、1の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただけます。この場合において、当社は、共有対象回線に係る契約者が、合わせてデータMパックを選択したものとみなして取扱います。ただし、その契約者から、他のシングルパック等を選択する申出があった場合は、この限りではありません。</p> <p>カ オの規定により選択したシングルパック等に係る定額通信料については、共有代表回線との間のデータ定額共有を選択している期間において、その支払いを要しません。</p> <p>キ (略)</p> <p>ク データ定額共有の開始は、<u>オ</u>に規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当するときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月から適用します。</p> <p>(ア) 第2種契約者が、データ定額パックの選択と同時にデータ定額共有を選択した場合であって、この規定によりその共有代表回線を指定して当社に申し出た全てのX i、X i コピキタス、F O M A及びF O M A コピキタスにおいてデータ定額パックが選択されていないとき。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>ケ～コ (略)</p> <p>サ コに規定する定額通信料については日割しません。</p> <p>ただし、F O M Aを利用することができない期間があった場合の取扱いについては、F O M Aの基本使用料の取扱いに準ずるものとします。</p> <p>シ サの規定にかかわらず、料金月の初日以外にF O M A契約の締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結する場合を除きます。）と同時にデータ定額パックの選択があつ</p>												

たときは、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、その定額通信料を、その選択があった日から当該料金月の末日までの日数に応じて日割します。

ただし、当該料金月の末日までにそのデータ定額パックの廃止若しくは区分の変更又は共有代表回線の変更があったときはこの限りではありません。

セ～テ（略）

ツ 当社は、共有回線群に属するF O M Aに係る契約者からデータ定額共有を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、データ定額共有を廃止します。この場合において、その廃止のあったF O M Aが共有代表回線であるときは、共有回線群の中から新たに共有代表回線を指定していただきます。

(ア)～(イ)（略）

(ウ) タの(ウ)、ニの(ウ)又はヌの(イ)に規定する条件を満たさなくなったとき。

(エ)（略）

テ ツの規定によるほか、当社は、共有代表回線の契約者から申出があったときは、共有回線群に属する共有対象回線とのデータ定額共有を廃止します。この場合において、共有代表回線に係る契約者は、そのデータ定額共有の廃止に係る紛議が生じたときは、当事者間において問題を解決していただきます。

ト ツの規定により廃止のあったF O M A又はF O M Aユビキタスが共有対象回線であるときは、その廃止があった日を含む料金月までデータ定額共有の対象とし、その廃止があった日を含む料金月の翌料金月から(7)の3のウ又はナの規定により選択したシングルバック等を適用します。

ただし、その廃止があった日からその廃止があった日を含む料金月の末日までの間にデータ定額パックに係る区分の変更又はデータ定額パックの廃止があったときは、この限りではありません。

ナ ウからトの規定によるほか、シングルバックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。

(ア)～(ウ)（略）

ハ ウからトの規定によるほか、ファミリーシェアパックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。

(ア)～(ウ)（略）

ニ ウからトの規定によるほか、ビジネスシェアパックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。

(ア)～(ウ)（略）

ネ～ノ（略）

(略)

(略)

(7)の7 特定X i等におけるデータ定額パックに係る定額通信料の月極割引（光複数割）の適用

ア 当社は、1の共有回線群（(7)の4に規定するものをいいます。）に係る特定X i等（I P通信網サービス契約約款に定めるものをいい、特定X i等に係るI P通信網契約の契約者回線の基本料の料金種別がドコモ光ミニ戸建単独タイプ/東又はドコモ光ミニ戸建単独タイプ/西の場合を除きます。以下この欄において同じとします。）の数が2以上あるときは、2を超える特定X i等の数1ごとに、次表に定める割引額をその特定X i等に係る共有回線群のデータ定額パック（(7)の3に規定するものをいい、らくらくパック及びシングルバックを除きます。以下この欄において同じとします。）の定額通信料に適用します。

ただし、その定額通信料が、(7)の5のアに定める定額通信料の月極割引の適用額、(7)の6のアに定める定額通信料の割引額及びアに定める定額通信料の割引額の合計額に満たないときは、その額を控除した額を適用します。

特定X i等の1契約ごとに

区分	割引額（月額）
定額通信料	300円（税抜）

イ アの場合において、当社は、同一料金月内に、特定X i等がアに規定する割引条件を満たさなくなった

たときは、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に準じて、その定額通信料を、その選択があった日から当該料金月の末日までの日数に応じて日割します。

ただし、当該料金月の末日までにそのデータ定額パックの廃止若しくは区分の変更又は共有代表回線の変更があったときはこの限りではありません。

ス～タ（略）

チ 当社は、共有回線群に属するF O M Aに係る契約者からデータ定額共有を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、データ定額共有を廃止します。この場合において、その廃止のあったF O M Aが共有代表回線であるときは、共有回線群の中から新たに共有代表回線を指定していただきます。

(ア)～(イ)（略）

(ウ) トの(ウ)、ナの(ウ)又はニの(イ)に規定する条件を満たさなくなったとき。

(エ)（略）

ツ チの規定によるほか、当社は、共有代表回線の契約者から申出があったときは、共有回線群に属する共有対象回線とのデータ定額共有を廃止します。この場合において、共有代表回線に係る契約者は、そのデータ定額共有の廃止に係る紛議が生じたときは、当事者間において問題を解決していただきます。

テ チの規定により廃止のあったF O M A又はF O M Aユビキタスが共有対象回線であるときは、その廃止があった日を含む料金月までデータ定額共有の対象とし、その廃止があった日を含む料金月の翌料金月から(7)の3のウ又はナの規定により選択したシングルバック等を適用します。

ただし、その廃止があった日からその廃止があった日を含む料金月の末日までの間にデータ定額パックに係る区分の変更又はデータ定額パックの廃止があったときは、この限りではありません。

ト ウからテの規定によるほか、シングルバックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。

(ア)～(ウ)（略）

ナ ウからテの規定によるほか、ファミリーシェアパックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。

(ア)～(ウ)（略）

ニ ウからテの規定によるほか、ビジネスシェアパックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。

(ア)～(ウ)（略）

ヌ～ネ（略）

(略)

(略)

	<p>ときは、割引条件を満たしている日数に応じて割引額を日割して適用するものとします。ただし、同一料金月内に特定 X i 等に係る I P 通信網契約の解除があったときはこの限りではありません。</p> <p>ウ 当社は、同一料金月内において、特定 X i 等に係る I P 通信網契約の契約者回線が I P 通信網サービス契約約款に定める光単独タイプビジネス割の基本使用料の減額適用を受けているときは、その特定 X i 等について、アに定める 2 を超える特定 X i 等の数に含めないものとします。</p>
(略)	(略)

第 4～第 5 (略)

第 2 表 (略)

第 3 表

- 1 (略)
- 2 料金額
 - 2-1～2-3 (略)
 - 2-4 ショートメッセージ通信モードに係るもの

送信 1 回ごとに

区 分		料 金 額
(略)	(略)	(略)
グループ 2	OnAir Switzerland Sàrl, AeroMobile AS,及びTelenor Maritime AS, AT&T Mobil ity LLC, Landssími Íslands hf., Vodafone Malta Limitedの船舶に係るもの	170円

第 4 表～第 7 表 (略)

別表 1～別表 8 (略)

別表 9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
		通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
リカ地方 南・北 アメ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)

第 4～第 5 (略)

第 2 表 (略)

第 3 表

- 1 (略)
- 2 料金額
 - 2-1～2-3 (略)
 - 2-4 ショートメッセージ通信モードに係るもの

送信 1 回ごとに

区 分		料 金 額
(略)	(略)	(略)
グループ 2	OnAir Switzerland Sàrl, AeroMobile AS,及びMaritime Communications Partner as, AT&T Mobil ity LLC, Landssími Íslands hf., Vodafone Malta Limitedの船舶に係るもの	170円

第 4 表～第 7 表 (略)

別表 1～別表 8 (略)

別表 9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
		通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
リカ地方 南・北 アメ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	インド	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	マレーシア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		<u>Maxis Broadband Sdn. Bhd.</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
パラオ共和国		Palau National Communications Corporation	12	-	<u>△A</u>	○
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	インド	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		<u>Vodafone West Limited</u>	<u>5</u>	二	<u>A</u> ◆● <u>III</u>	○
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	マレーシア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		<u>Maxis Mobile Services Sdn Bhd</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
パラオ共和国		Palau National Communications Corporation	12	-	-	○
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	アイルランド	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	Meteor Mobile Communications	6	-	A ● II	○	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	モナコ公国	Monaco Telecom	△ 5	二	△ A △ ● △ II	△
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 28 年 6 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	アイルランド	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	Meteor Mobile Communications	△ 6	-	△ A △ ● △ II	△	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	サンマリノ共和国	6	二	A ● II	○	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 28 年 5 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 船舶／航空機等における国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

区分	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分（通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。）に係るグループ			
		通話モード	64kb/sデジタル通信モード	パケット通信モード	ショートメッセージ通信モード
船舶／航空機等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	Telenor Maritime AS	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考

- 上記の国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者は、予告なく変更されることがあります。変更があったときは、インターネット等を利用してそのことを掲示します。
- この表の規定中、利用できる通信の種類については、「通話」は通話モード、「デジタル」は64kb/sデジタル通信モード、「パケット」はパケット通信モード、「SMS」はショートメッセージ通信モードとします。

2 船舶／航空機等における国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

区分	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分（通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。）に係るグループ			
		通話モード	64kb/sデジタル通信モード	パケット通信モード	ショートメッセージ通信モード
船舶／航空機等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	Maritime Communications Partner as	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考

- 上記の国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者は、予告なく変更されることがあります。変更があったときは、インターネット等を利用してそのことを掲示します。
- この表の規定中、利用できる通信の種類については、「通話」は通話モード、「デジタル」は64kb/sデジタル通信モード、「パケット」はパケット通信モード、「SMS」はショートメッセージ通信モードとします。

別表 10 通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域

1 通話モードに係るもの

区分	取扱地域
南・北アメリカ地方	(略)
アジア地方	(略)
オセアニア地方	(略)
ヨーロッパ地方	アイスランド共和国 (7 ただし、Landssími Íslands hf.の船舶に係る利用は6)、アイルランド (7)、アゼルバイジャン共和国 (7)、アゾレス諸島 (7)、アルバニア共和国 (7)、アルメニア共和国 (7)、アンドラ公国 (7)、イタリア共和国 (7)、ウクライナ (2)、ウズベキスタン共和国 (2)、英国 (グレートブリテン及び北アイルランド連合王国) (7)、英領ジブラルタル (7)、エストニア共和国 (7)、オーストリア共和国 (7)、オランダ王国 (7)、カザフスタン共和国 (7)、カナリア諸島 (7)、ガーンジー (7)、キプロス共和国 (7)、ギリシャ共和国 (7)、キルギス共和国 (2)、グリーンランド (7)、クロアチア共和国 (7)、コソボ共和国 (7)、サンマリノ共和国 (7)、ジャージー (7)、ジョージア (7)、スイス連邦 (7 ただし、OnAirSwitzerland Sarl の利用は6)、スウェーデン王国 (7)、スペイン (7)、スペイン領北アフリカ (7)、スロバキア共和国 (7)、スロベニア共和国 (7)、セルビア共和国 (7)、タジキスタン共和国 (2)、チェコ共和国 (7)、デンマーク王国 (7)、ドイツ連邦共和国 (7)、トルクメニスタン (5)、トルコ共和国 (7)、ノルウェー王国 (7 ただし AeroMobile AS,及び Telenor Maritime AS の利用は6)、パチカン市国 (7)、ハンガリー (7)、フィンランド共和国 (7)、フェロー諸島 (7)、フランス共和国 (7)、ブルガリア共和国 (7)、ベラルーシ共和国 (7)、ベルギー王国 (7)、ボスニア・ヘルツェゴビナ (7)、ポーランド共和国 (7)、ポルトガル共和国 (7)、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 (2)、マデイラ諸島 (7)、マルタ共和国 (7 ただし、Vodafone Malta Limited の船舶に係る利用は6)、マン島 (7)、モナコ公国 (7)、モルドバ共和国 (7)、モンテネグロ (7)、ラトビア共和国 (7)、リトアニア共和国 (7)、リヒテンシュタイン公国 (7)、ルクセンブルク大公国 (7)、ルーマニア (7)、ロシア (7)
アフリカ地方	(略)

2 (略)

別表 10 通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域

1 通話モードに係るもの

区分	取扱地域
南・北アメリカ地方	(略)
アジア地方	(略)
オセアニア地方	(略)
ヨーロッパ地方	アイスランド共和国 (7 ただし、Landssími Íslands hf.の船舶に係る利用は6)、アイルランド (7)、アゼルバイジャン共和国 (7)、アゾレス諸島 (7)、アルバニア共和国 (7)、アルメニア共和国 (7)、アンドラ公国 (7)、イタリア共和国 (7)、ウクライナ (2)、ウズベキスタン共和国 (2)、英国 (グレートブリテン及び北アイルランド連合王国) (7)、英領ジブラルタル (7)、エストニア共和国 (7)、オーストリア共和国 (7)、オランダ王国 (7)、カザフスタン共和国 (7)、カナリア諸島 (7)、ガーンジー (7)、キプロス共和国 (7)、ギリシャ共和国 (7)、キルギス共和国 (2)、グリーンランド (7)、クロアチア共和国 (7)、コソボ共和国 (7)、サンマリノ共和国 (7)、ジャージー (7)、ジョージア (7)、スイス連邦 (7 ただし、OnAirSwitzerland Sarl の利用は6)、スウェーデン王国 (7)、スペイン (7)、スペイン領北アフリカ (7)、スロバキア共和国 (7)、スロベニア共和国 (7)、セルビア共和国 (7)、タジキスタン共和国 (2)、チェコ共和国 (7)、デンマーク王国 (7)、ドイツ連邦共和国 (7)、トルクメニスタン (5)、トルコ共和国 (7)、ノルウェー王国 (7 ただし AeroMobile AS,及び Maritime Communications Partner as の利用は6)、パチカン市国 (7)、ハンガリー (7)、フィンランド共和国 (7)、フェロー諸島 (7)、フランス共和国 (7)、ブルガリア共和国 (7)、ベラルーシ共和国 (7)、ベルギー王国 (7)、ボスニア・ヘルツェゴビナ (7)、ポーランド共和国 (7)、ポルトガル共和国 (7)、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 (2)、マデイラ諸島 (7)、マルタ共和国 (7 ただし、Vodafone Malta Limited の船舶に係る利用は6)、マン島 (7)、モナコ公国 (7)、モルドバ共和国 (7)、モンテネグロ (7)、ラトビア共和国 (7)、リトアニア共和国 (7)、リヒテンシュタイン公国 (7)、ルクセンブルク大公国 (7)、ルーマニア (7)、ロシア (7)
アフリカ地方	(略)

2 (略)

附 則（平成 28 年 4 月 27 日経企第 115 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 28 年 5 月 1 日から実施します。ただし、この改正規定中、データ通信モードの定額通信料に係るデータ定額共有に係る部分については、平成 28 年 4 月 7 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施後、現に支払い又は支払わなければならない F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3 経企第 719 号（平成 20 年 9 月 23 日）の附則第 3 項を平成 27 年 11 月 1 日より次のように改めます。

区 分		単 位	料金額（月額）
			次の税抜額（かつこ内は 税込額）
ケータイデータお預かり機能	プラン B (ケータイあんしんバック)	1 契約ごとに	100 円

4 この改正実施の際現に、改正前の規定により当社が提供しているプラン B に係るケータイデータお預かり機能は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社が提供している i モードケータイデータお預かり機能に移行したものとみなします。

5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が提供しているプラン B に係るケータイデータお預かり機能の提供を受けている F O M A が、その適用を受けることとなった日において、改正後の規定により当社が提供している i モードケータイデータお預かり機能の提供を受けている F O M A に移行したものとみなします。

6 前 2 項の規定によりプラン B に係るケータイデータお預かり機能から i モードケータイデータお預かり機能に移行するときは、i モードケータイデータ蓄積装置に保存されたデータを引き継ぐものとします。

7 経企第 719 号（平成 20 年 9 月 23 日）の附則第 3 項を次のように改めます。

3 削除

専 用 回 線 等 接 続 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]																																				
<p>第1章～第13章 (略)</p> <p>料金表 通則 (略) 第1表 第1 接続装置使用料 1 適用</p>	<p>第1章～第13章 (略)</p> <p>料金表 通則 (略) 第1表 第1 接続装置使用料 1 適用</p>																																				
接続装置使用料の適用																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 5px;">接続装置の種類等</td> <td style="padding: 5px;">ア ビジネス mopera サービスに係る接続装置には、次の種類があります。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 類</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(略)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(コ) 第10種接続装置 (ポ イスミーティング)</td> <td style="padding: 5px;">専用回線等接続契約に基づき、主として契約者があらかじめ登録した F O M A サービス、X i サービス、ワイドスター通信サービス及び卸携帯電話サービスに係る 1 又は複数の契約者回線との間で通信 (通話モードによる通信に限ります。) を同時に行うことができるようにするために設置するもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(略)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">イ～コ (略)</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">サ 第 10 種接続装置の接続装置使用料は、接続装置、I P 電話番号及びアクセス回線の数に応じて、2 (料金額) のとおり料金を適用します。</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">シ～テ (略)</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	接続装置の種類等	ア ビジネス mopera サービスに係る接続装置には、次の種類があります。		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 類</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(略)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(コ) 第10種接続装置 (ポ イスミーティング)</td> <td style="padding: 5px;">専用回線等接続契約に基づき、主として契約者があらかじめ登録した F O M A サービス、X i サービス、ワイドスター通信サービス及び卸携帯電話サービスに係る 1 又は複数の契約者回線との間で通信 (通話モードによる通信に限ります。) を同時に行うことができるようにするために設置するもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(略)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	(略)	(略)	(コ) 第10種接続装置 (ポ イスミーティング)	専用回線等接続契約に基づき、主として契約者があらかじめ登録した F O M A サービス、X i サービス、ワイドスター通信サービス及び卸携帯電話サービスに係る 1 又は複数の契約者回線との間で通信 (通話モードによる通信に限ります。) を同時に行うことができるようにするために設置するもの	(略)	(略)	イ～コ (略)		サ 第 10 種接続装置の接続装置使用料は、接続装置、I P 電話番号及びアクセス回線の数に応じて、2 (料金額) のとおり料金を適用します。		シ～テ (略)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 5px;">接続装置の種類等</td> <td style="padding: 5px;">ア ビジネス mopera サービスに係る接続装置には、次の種類があります。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 類</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(略)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(コ) 第10種接続装置 (ポ イスミーティング)</td> <td style="padding: 5px;">専用回線等接続契約に基づき、主として契約者があらかじめ登録した F O M A サービス、X i サービス、ワイドスター通信サービス及び卸携帯電話サービスに係る 1 又は複数の契約者回線との間で通信 (通話モード、<u>パケット通信モード</u>又は<u>データ通信モード</u>による通信に限ります。) を同時に行うことができるようにするために設置するもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(略)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">イ～コ (略)</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">サ 第 10 種接続装置の接続装置使用料は、接続装置の種類、<u>通信の伝送方式</u>、I P 電話番号、アクセス回線の数に応じて、2 (料金額) のとおり料金を適用します。</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">シ～テ (略)</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	接続装置の種類等	ア ビジネス mopera サービスに係る接続装置には、次の種類があります。		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 類</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(略)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(コ) 第10種接続装置 (ポ イスミーティング)</td> <td style="padding: 5px;">専用回線等接続契約に基づき、主として契約者があらかじめ登録した F O M A サービス、X i サービス、ワイドスター通信サービス及び卸携帯電話サービスに係る 1 又は複数の契約者回線との間で通信 (通話モード、<u>パケット通信モード</u>又は<u>データ通信モード</u>による通信に限ります。) を同時に行うことができるようにするために設置するもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(略)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	(略)	(略)	(コ) 第10種接続装置 (ポ イスミーティング)	専用回線等接続契約に基づき、主として契約者があらかじめ登録した F O M A サービス、X i サービス、ワイドスター通信サービス及び卸携帯電話サービスに係る 1 又は複数の契約者回線との間で通信 (通話モード、 <u>パケット通信モード</u> 又は <u>データ通信モード</u> による通信に限ります。) を同時に行うことができるようにするために設置するもの	(略)	(略)	イ～コ (略)		サ 第 10 種接続装置の接続装置使用料は、接続装置の種類、 <u>通信の伝送方式</u> 、I P 電話番号、アクセス回線の数に応じて、2 (料金額) のとおり料金を適用します。		シ～テ (略)	
接続装置の種類等	ア ビジネス mopera サービスに係る接続装置には、次の種類があります。																																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 類</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(略)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(コ) 第10種接続装置 (ポ イスミーティング)</td> <td style="padding: 5px;">専用回線等接続契約に基づき、主として契約者があらかじめ登録した F O M A サービス、X i サービス、ワイドスター通信サービス及び卸携帯電話サービスに係る 1 又は複数の契約者回線との間で通信 (通話モードによる通信に限ります。) を同時に行うことができるようにするために設置するもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(略)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	(略)	(略)	(コ) 第10種接続装置 (ポ イスミーティング)	専用回線等接続契約に基づき、主として契約者があらかじめ登録した F O M A サービス、X i サービス、ワイドスター通信サービス及び卸携帯電話サービスに係る 1 又は複数の契約者回線との間で通信 (通話モードによる通信に限ります。) を同時に行うことができるようにするために設置するもの	(略)	(略)																												
種 類	内 容																																				
(略)	(略)																																				
(コ) 第10種接続装置 (ポ イスミーティング)	専用回線等接続契約に基づき、主として契約者があらかじめ登録した F O M A サービス、X i サービス、ワイドスター通信サービス及び卸携帯電話サービスに係る 1 又は複数の契約者回線との間で通信 (通話モードによる通信に限ります。) を同時に行うことができるようにするために設置するもの																																				
(略)	(略)																																				
イ～コ (略)																																					
サ 第 10 種接続装置の接続装置使用料は、接続装置、I P 電話番号及びアクセス回線の数に応じて、2 (料金額) のとおり料金を適用します。																																					
シ～テ (略)																																					
接続装置の種類等	ア ビジネス mopera サービスに係る接続装置には、次の種類があります。																																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 類</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(略)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(コ) 第10種接続装置 (ポ イスミーティング)</td> <td style="padding: 5px;">専用回線等接続契約に基づき、主として契約者があらかじめ登録した F O M A サービス、X i サービス、ワイドスター通信サービス及び卸携帯電話サービスに係る 1 又は複数の契約者回線との間で通信 (通話モード、<u>パケット通信モード</u>又は<u>データ通信モード</u>による通信に限ります。) を同時に行うことができるようにするために設置するもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(略)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	(略)	(略)	(コ) 第10種接続装置 (ポ イスミーティング)	専用回線等接続契約に基づき、主として契約者があらかじめ登録した F O M A サービス、X i サービス、ワイドスター通信サービス及び卸携帯電話サービスに係る 1 又は複数の契約者回線との間で通信 (通話モード、 <u>パケット通信モード</u> 又は <u>データ通信モード</u> による通信に限ります。) を同時に行うことができるようにするために設置するもの	(略)	(略)																												
種 類	内 容																																				
(略)	(略)																																				
(コ) 第10種接続装置 (ポ イスミーティング)	専用回線等接続契約に基づき、主として契約者があらかじめ登録した F O M A サービス、X i サービス、ワイドスター通信サービス及び卸携帯電話サービスに係る 1 又は複数の契約者回線との間で通信 (通話モード、 <u>パケット通信モード</u> 又は <u>データ通信モード</u> による通信に限ります。) を同時に行うことができるようにするために設置するもの																																				
(略)	(略)																																				
イ～コ (略)																																					
サ 第 10 種接続装置の接続装置使用料は、接続装置の種類、 <u>通信の伝送方式</u> 、I P 電話番号、アクセス回線の数に応じて、2 (料金額) のとおり料金を適用します。																																					
シ～テ (略)																																					

2 料金額
 2-1~2-7 (略)
 2-8 第10種接続装置に係るもの

1 契約ごとに

区 分		料 金 額 (月額)	
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)	
接続装置	基本額	8,300円 (8,964円)	
	加算額	(略)	(略)

2-9~2-13 (略)

第2 (略)
 第3 通信料
 1 適用

通 信 料 の 適 用

(1) 通信時間等の測定等	第9種接続装置 (タイプ2に係るものに限ります。) 及び第10種接続装置に係る通信時間は、専用回線等に係る接続点とアクセス回線等との間を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、契約者又は着信者による端末設備の操作等により通信終了の信号を受けて、その通信をできない状態にした時刻 (第39条 (通信の条件等) の規定により当社が通信を切断したときは、その時刻とします。) までの経過時間とし、当社の機器 (相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。) により測定します。
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

2 料金額
 2-1~2-7 (略)
 2-8 第10種接続装置に係るもの

1 契約ごとに

区 分		料 金 額 (月額)	
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)	
接続装置	音声通信用のもの	8,300円 (8,964円)	
	データ通信用のもの	3,700円 (3,996円)	
	加算額	(略)	(略)

2-9~2-13 (略)

第2 (略)
 第3 通信料
 1 適用

通 信 料 の 適 用

(1) 通信時間等の測定等	ア 第9種接続装置 (タイプ2に係るものに限ります。) 及び第10種接続装置に係る通信時間は、専用回線等に係る接続点とアクセス回線等との間を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、契約者又は着信者による端末設備の操作等により通信終了の信号を受けて、その通信をできない状態にした時刻 (第39条 (通信の条件等) の規定により当社が通信を切断したときは、その時刻とします。) までの経過時間とし、当社の機器 (相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。) により測定します。 イ 第10種接続装置に係るファクシミリ送信に関する通信頁数は、当社の機器により測定します。
(略)	(略)
(1)の5 第10種接続装置に係るファクシミリ送信に関する通信料の適用	第10種接続装置に係るファクシミリ送信に関する通信料は、通信頁単位で適用するものとし、その場合の「1通信頁」とは、日本工業規格に定めるA 4 又はB 4 の紙面 1 枚をいいます。
(略)	(略)

- 2 料金額
 2-1 (略)
 2-2 第10種接続装置に係るもの

(略)	(略)
-----	-----

- 第4～第5 (略)
 第2表～第3表 (略)
 別表 (略)

附 則 (平成28年4月27日経企第115号)
 (実施期日)

1 この改正規定は、平成28年5月1日から実施します。
 (経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった専用回線等接続サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(第10種接続装置の提供に係る経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第10種接続装置に係るパケット通信モード及びデータ通信モードに係るビジネス mopera サービスの料金その他の提供条件については、次のとおりとします。

(1) 接続装置使用料については、接続装置の数に応じて次表に定める額を適用します。

区 分		料 金 額 (月額)
		次の税抜額 (かつこ内は税込額)
接続装置	データ通信用のもの	3,700円 (3,996円)

(2) ファクシミリ送信に関する通信料については、1通信頁 (日本工業規格に定めるA4又はB4の紙面1枚をいいます。) ごとに税抜額25円 (税込額27円) を適用し、その通信頁数は当社の機器により測定します。

(3) (1)及び(2)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

- 2 料金額
 2-1 (略)
 2-2 第10種接続装置に係るもの
 2-2-1 2-2-2以外のもの

(略)	(略)
-----	-----

2-2-2 ファクシミリ送信に係るもの

1通信頁ごとに 税抜額 25円 (税込額 27円)

- 第4～第5 (略)
 第2表～第3表 (略)
 別表 (略)

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第15章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表1～別表2（略）</p> <p>附 則（平成28年4月27日経企第115号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成28年5月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （その他）</p> <p>3 経企第633号（平成27年6月24日）の附則第2項中「この改正規定実施の日から平成28年4月30日までの間」を「この改正規定実施の日から平成28年7月31日までの間」、同項中「その契約者回線の提供開始日が平成28年10月31日までの間に含まれる日であるとき」を「その契約者回線の提供開始日が平成29年1月31日までの間に含まれる日であるとき」にそれぞれ改めます。</p> <p>4 経企第633号（平成27年6月24日）の附則第3を次のように改めます。</p> <p>3 前項に規定する表中の区分(2)の適用がある場合において、その I P 通信網契約に係る特定 X i 等（次の(1)又は(2)を満たすものに限ります。以下この附則において同じとします。）又は特定 X i 等が属する共有回線群を構成する他の X i 若しくは F O M A（次の(1)又は(2)を満たすものに限ります。）に係る契約の締結（いずれも、当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結した F O M A 契約又は X i 契約に係るものを除きます。）があった日を含む暦月の翌月の末日までの間に、その I P 通信網契約（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに I P 通信網契約を締結する場合及び特定 F T T H 事業者の契約約款に規定する I P 通信網サービスの転用を利用して当社と I P 通信網契約を締結する場合を除きます。以下この附則において同じとします。）の締結があったこと又はその I P 通信網に係る契約の締結があった日を含む暦月の翌月の末日までの間に、その I P 通信網契約に係る特定 X i 等の契約の締結（いずれも、当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結した F O M A 契約又は X i 契約に係るものを除きます。）があったことを当社が確認したときは、対象工事費の支払いを要しません。</p> <p>（1）総合利用プランを選択していること。</p> <p>（2）当社が指定する端末設備の購入と同時にデータ専用プランを選択していること。</p> <p>5 <u>経企第1665号（平成27年2月）の附則第3条中「この改正規定実施の日から平成28年5月31日までの間」を「この改正規定実施の日から当社が定める日までの間」に改めます。</u></p>	<p>第1章～第15章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表1～別表2（略）</p>